平成２４年（フ）第２００６号
横浜市保土ケ谷区月見台40番14号　グリーンコート102号
債務者　高橋　秀和（旧姓一場）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０１５号
横浜市泉区和泉町2836番地　ドミール千歳Ｂ102号
債務者　金親　次雄
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
熊本県天草市牛深町88番地
債務者　三瀬　徳行
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第５２２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2456―58　ロビンハイツ202号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市上田町918番地69
債務者　長嶋　靖行
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３０号
東京都日野市多摩平４丁目９番地都営多摩平４丁目アパート２―201
債務者　北　　初男
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７７号
東京都青梅市仲町319番地ＭＡＣ青梅コートⅡ1202号
債務者　清水　雅実
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
愛媛県大洲市東大洲344番地　ルイスキャロル304号
債務者　後藤　由紀
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第５５５号
静岡市駿河区桃園町19番２号　下川原団地２棟306号、旧住所静岡市駿河区西脇160番地の１
債務者　井上　靖紀
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９７号
横浜市港北区樽町１丁目19番16号　スカイコート綱島101
債務者　峯村テレサこと　ミネムラ　マリア　テレサ　ファジョルド
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１５号
東京都府中市寿町１丁目10番地の１府中マンション101
債務者　松永　良子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９９号
北海道帯広市西19条南４丁目34番地５号　明和団地517号
債務者　草野　幸世
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
北海道帯広市西20条南４丁目44番４号　ピアーグリーン20・２号室
債務者　早坂奈津子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
静岡県袋井市太郎助10番地の１　サンパティークＫ101
債務者　杉浦　政秀
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
静岡県袋井市太郎助10番地の１　サンパティークＫ101
債務者　杉浦和嘉子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
静岡県磐田市新開824番地　リバーサイドビレッジＶ―102
債務者　磯崎　千里
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係